

非常変災時における措置について

1. 「暴風警報」（暴風を含む警報・特別警報）発令時における措置

- (1) 当日の **午前7時** の時点で、「県内」に **暴風を含む警報** が発表されている場合は、その日は「臨時休業」とします。
- (2) 当日の **午前7時** の時点で、「大津市北部」に『**特別警報**』が発表されている場合は、その日は「臨時休業」とします。
- (3) 当日の **午前7時以降** で、生徒が登校中、又は登校後に確実に **暴風を含む警報** 又は当該地域に『特別警報』の**発表が見込めるとき**は、その日は学校長の判断で、「臨時休業」とすることがあります。また、通学路の状況を考え、**終業時刻の繰り上げ**を行うこともあります。

※伊香立学区は、「滋賀県北部」、「近江西部」、「大津市北部」に含まれます。
この3つの区域の中のどの範囲に警報が発令されても上記の措置をとります。

- (4) 当日の **午前7時を基準とする前後の時間帯** に、伊香立中学校が所在する地域に暴風警報または特別警報が発表されていない状態で、**次のいずれかの状況が発生**している場合は、地域の実情に合わせて学校長が判断し、**必要に応じ「臨時休業」又は「始業時刻の繰り下げ措置」**の場合もあります。その場合、状況に応じて、情報配信システム（tetoru）で学校から指示を出します。

- ①大雨警報、洪水警報、大雪警報のいずれかが発表されている。
- ②土砂災害警戒情報が発表されている。
- ③避難情報が発表され、伊香立中学校に避難所が開設されている。（複数の発表等を含む）
- ④大雨や大雪等の影響により、安全確保が難しい。

※「臨時休業」又は「始業時刻の繰り下げ」指示のない場合は、通常通り登校させていただくようお願いいたします。ただ、居住する地域によって天候が異なることも考えられますので、登校が可能かどうかは、ご家庭でご判断していただきますようお願いいたします。
万一、ご家庭の判断で欠席される際には、学校に連絡をお願いいたします。

2. 「地震」発生時における措置

前日の生徒の下校完了時刻から当日の午前7時までの間（前日が土日祝日の場合は該当の時刻）

の地震の発生により、**大津市において震度5弱以上**を観測した場合は、その日は、「臨時休業」となります。

ただし、当日の登校や学校での活動の安全が確保できる場合は、地域の実情に合わせて平常どおりの授業を行います。

3. 「熱中症」における措置

- (1) 滋賀県に「熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）」が発表された場合、その翌日は**臨時休業**とする。また、翌日の中学校での**部活動も停止**とする。（土日祝日、夏季休業中）
- (2) 「暑さ指数」が**31度以上**の場合は、体育の授業および、エアコンのない室内での活動、部活動は**禁止**とします。ただし、部活動は、空調設備のある室内での活動は可とし、開始前、終了時は健康観察を行い、必ず教員が直接指導を行います。
- (3) 空調設備がない場所において、「暑さ指数」が**28度以上31度未満**の場合は、健康観察やこまめな水分補給を行い、激しい運動や体温が上昇しやすい活動は避けることとします。

※「暑さ指数」については、環境省が発表する予測値や測定値を参考にしながら、暑さ指数計による実測値で判断するものとします。

4. 「武力攻撃事態」等における措置

前日の生徒の下校完了時刻から当日の午前7時までの間（前日が土日祝日の場合は該当の時刻）

に、大津市国民保護計画による武力攻撃事態等による警報の伝達が、**大津市から市民に対してあった場合は**、その日は、「**臨時休業**」となります。

ただし、当日の登校や学校での活動の安全が確保できる場合は、地域の実情に合わせて平常どおりの授業を行います。

◎伊香立学区の防災マップは、本校HP からリンクしております。

※今年度、まだ、情報配信システム（tetoru）登録を済ませておられない場合は、早急に登録をお願いします。

（年度末に全データが消去されますので、毎年登録していただく必要があります。）